

新型コロナウイルス感染症への対応状況

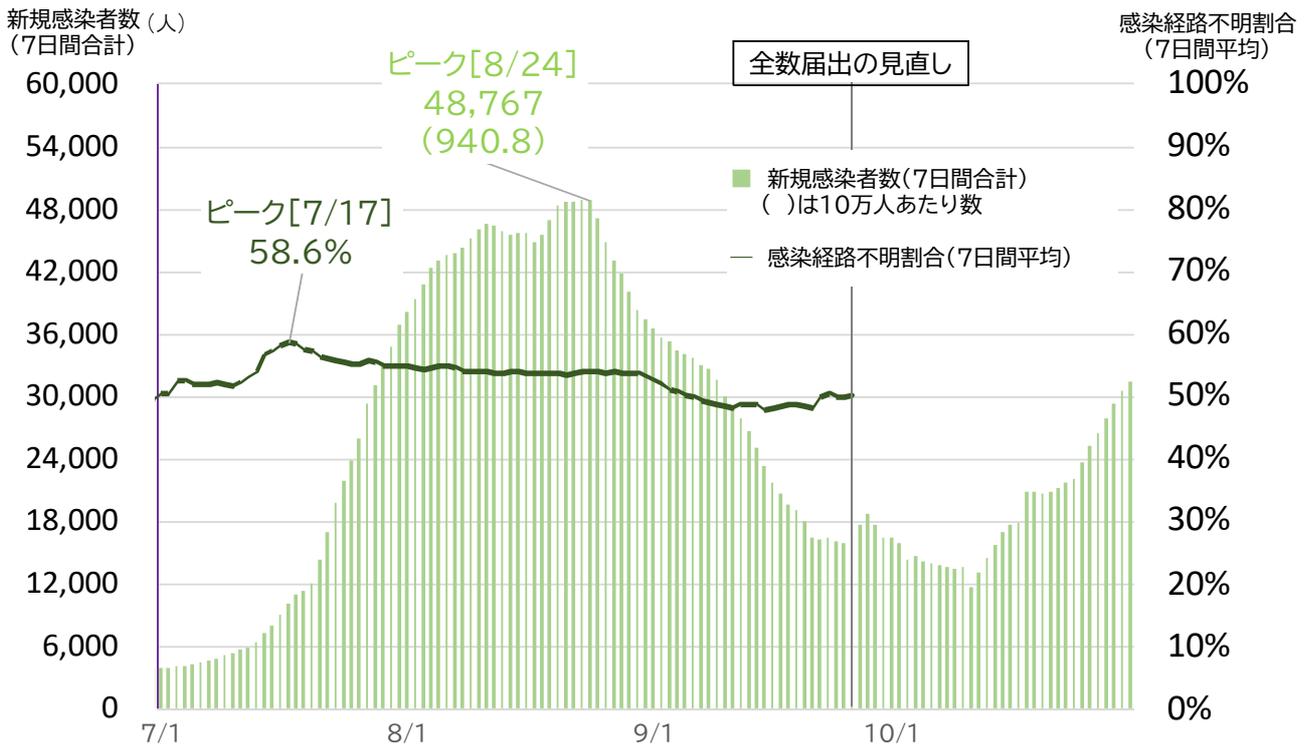
(令和 4 年 7 月から 1 0 月)

スライド番号

1. 北海道の感染状況	1
2. これまでの主な動き	17
3. 道の対策	21
4. 道民への情報発信	29
5. 検査体制の状況	37
6. 医療提供体制の状況	41
7. ワクチンの接種状況	45
8. 学校教育の対応状況	49
9. 事業者等への支援	57
10. 感染対策と経済活動の両立に向けた需要喚起	65
11. 生活に困窮される方々への支援	77

1. 北海道の感染状況

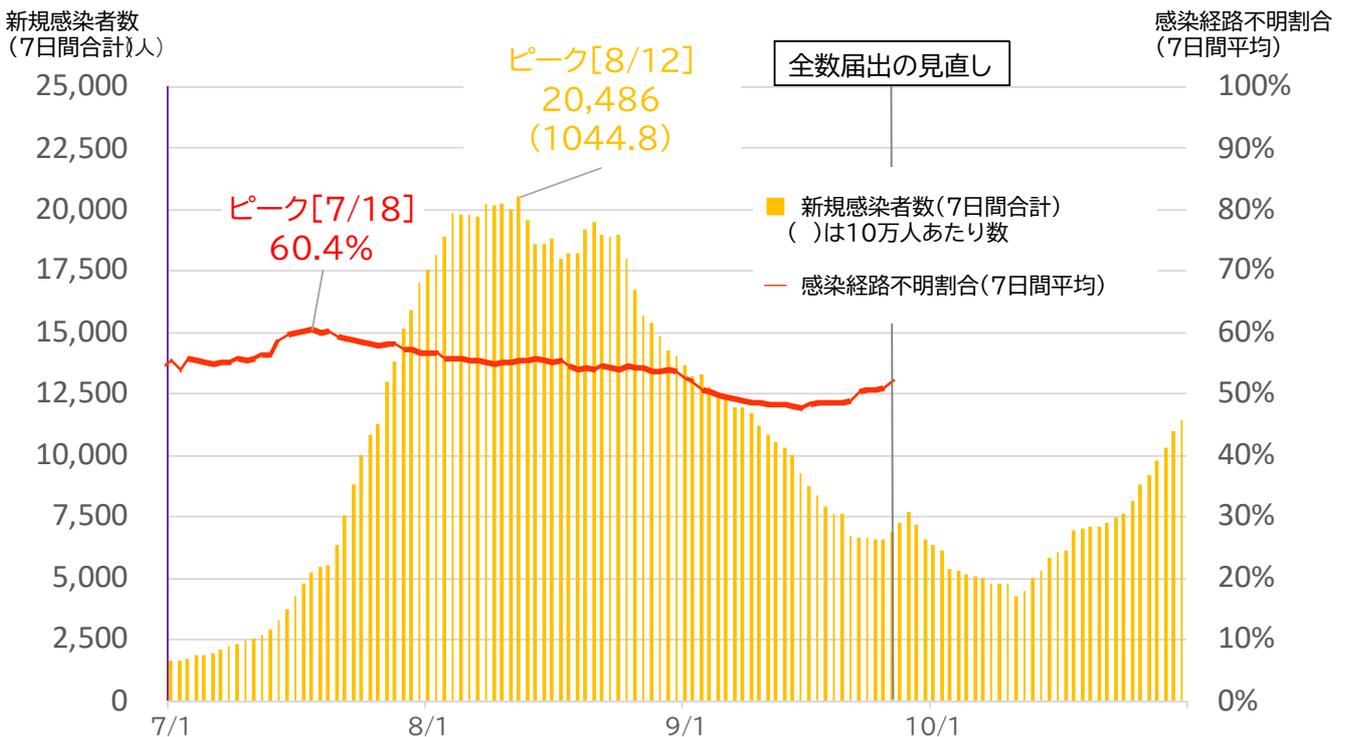
新規感染者数と感染経路不明割合 (全道)



※令和4年9月26日以降、全数届出の見直しに伴い、「感染経路不明割合」が全体として把握できなくなったため、公表していない。

1

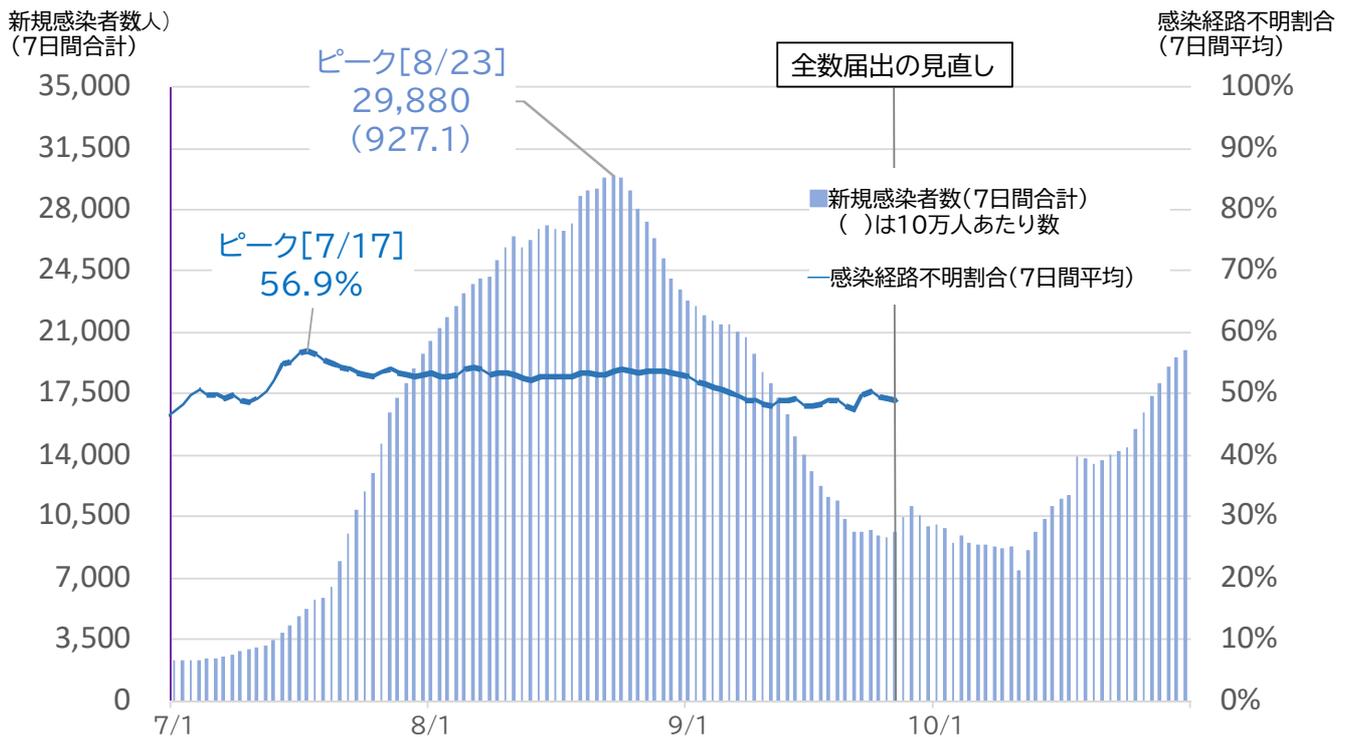
新規感染者数と感染経路不明割合 (札幌市)



※令和4年9月26日以降、全数届出の見直しに伴い、「感染経路不明割合」が全体として把握できなくなったため、公表していない。

2

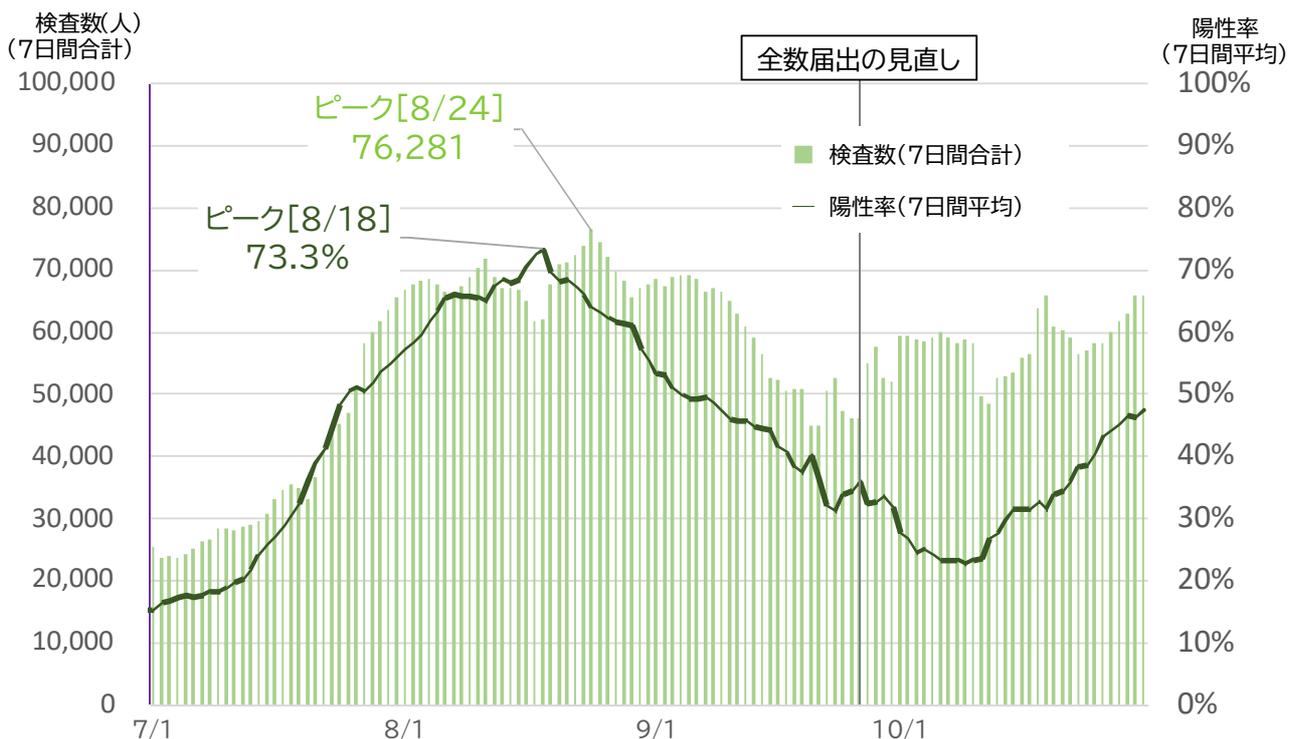
新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市を除く地域）



※令和4年9月26日以降、全数届出の見直しに伴い、「感染経路不明割合」が全体として把握できなくなったため、公表していない。

3

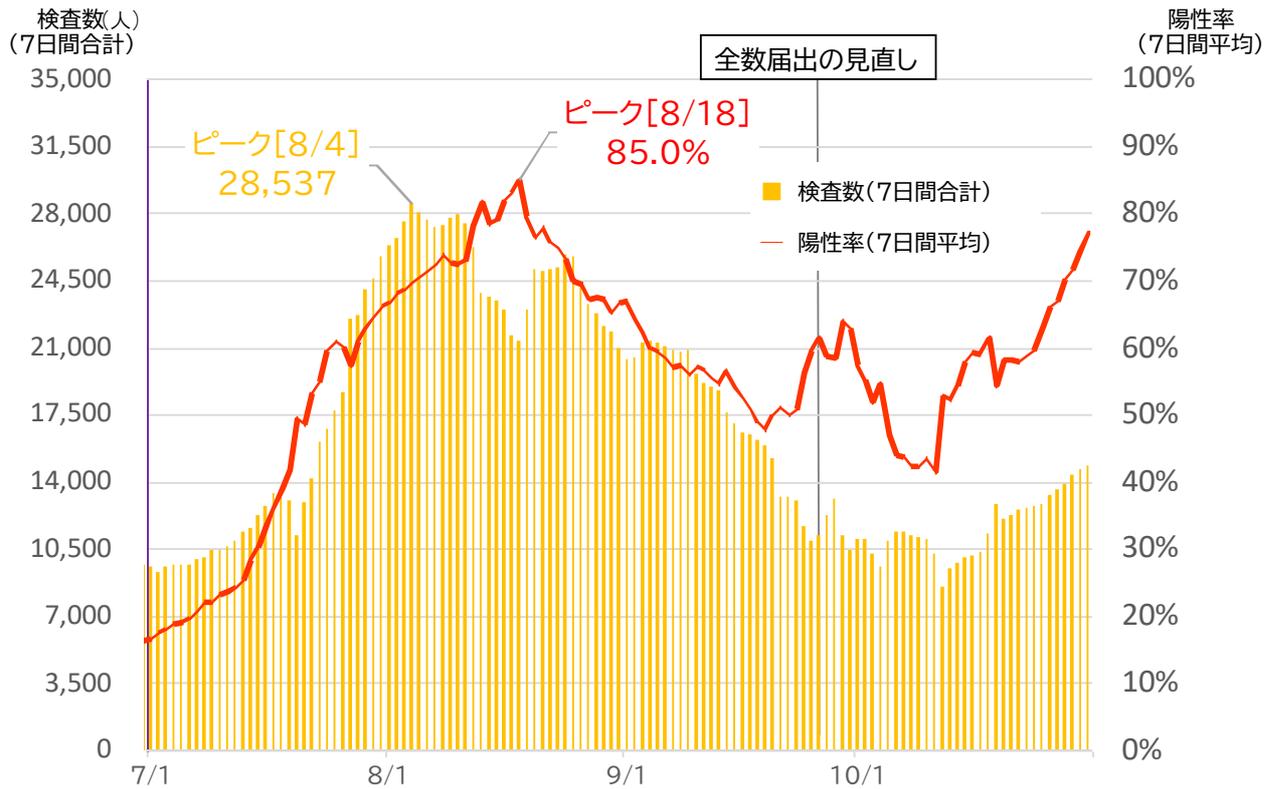
検査数と陽性率（全道）



※検査数には、札幌市を除く地域における高齢者施設等の従事者に対する頻回検査数を含む。

4

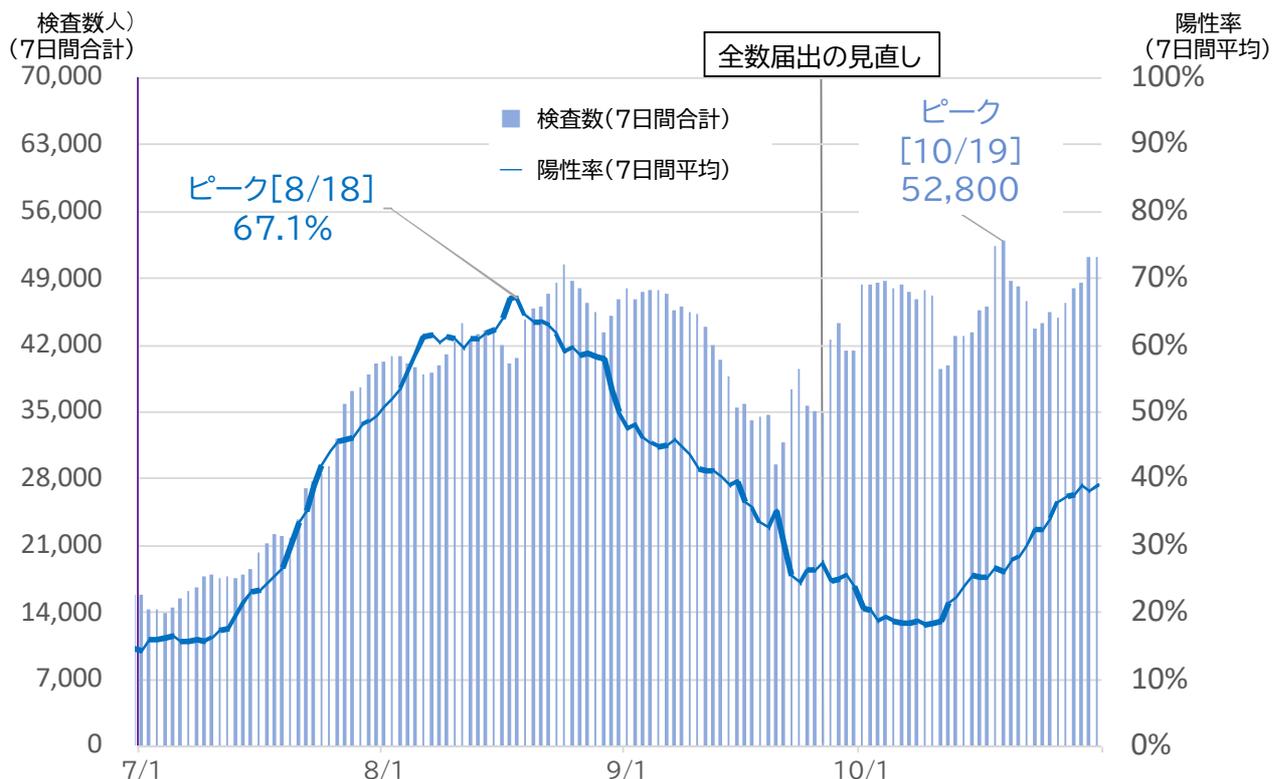
検査数と陽性率（札幌市）



※検査数には、高齢者施設等の従事者に対する頻回検査数を含まない。

5

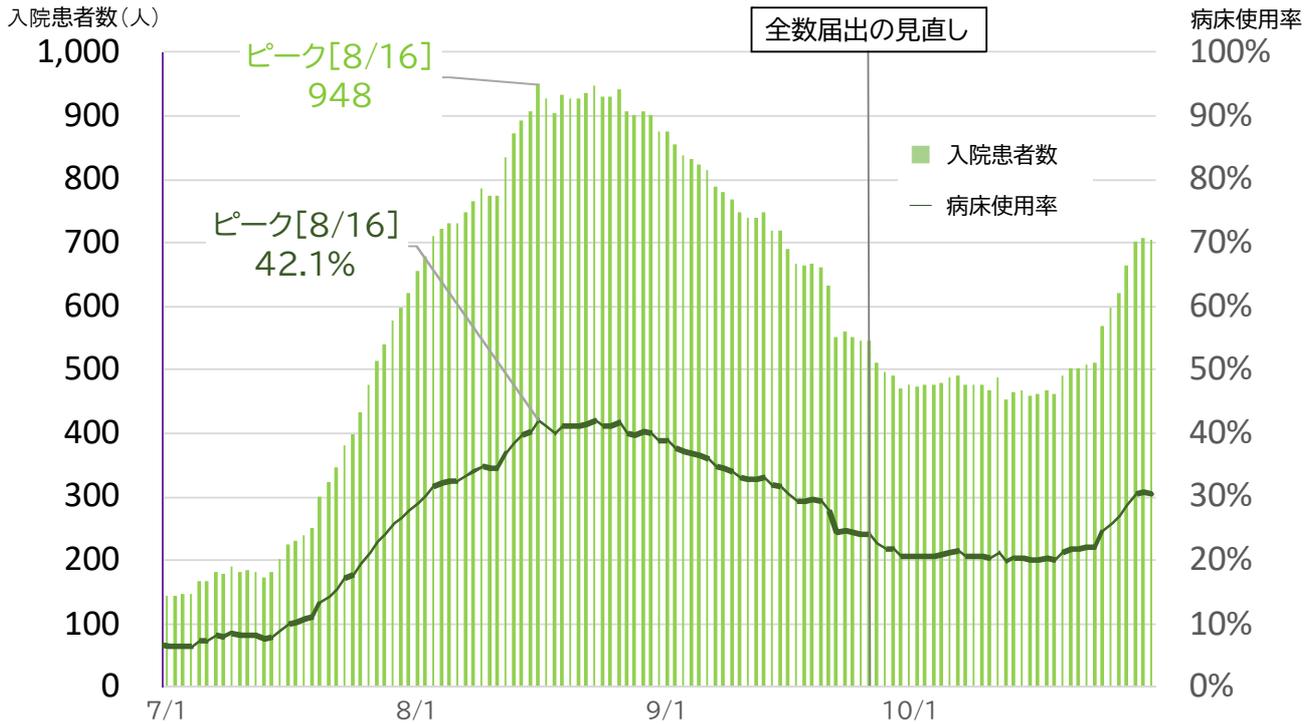
検査数と陽性率（札幌市を除く地域）



※検査数には、高齢者施設等の従事者に対する頻回検査数を含む。

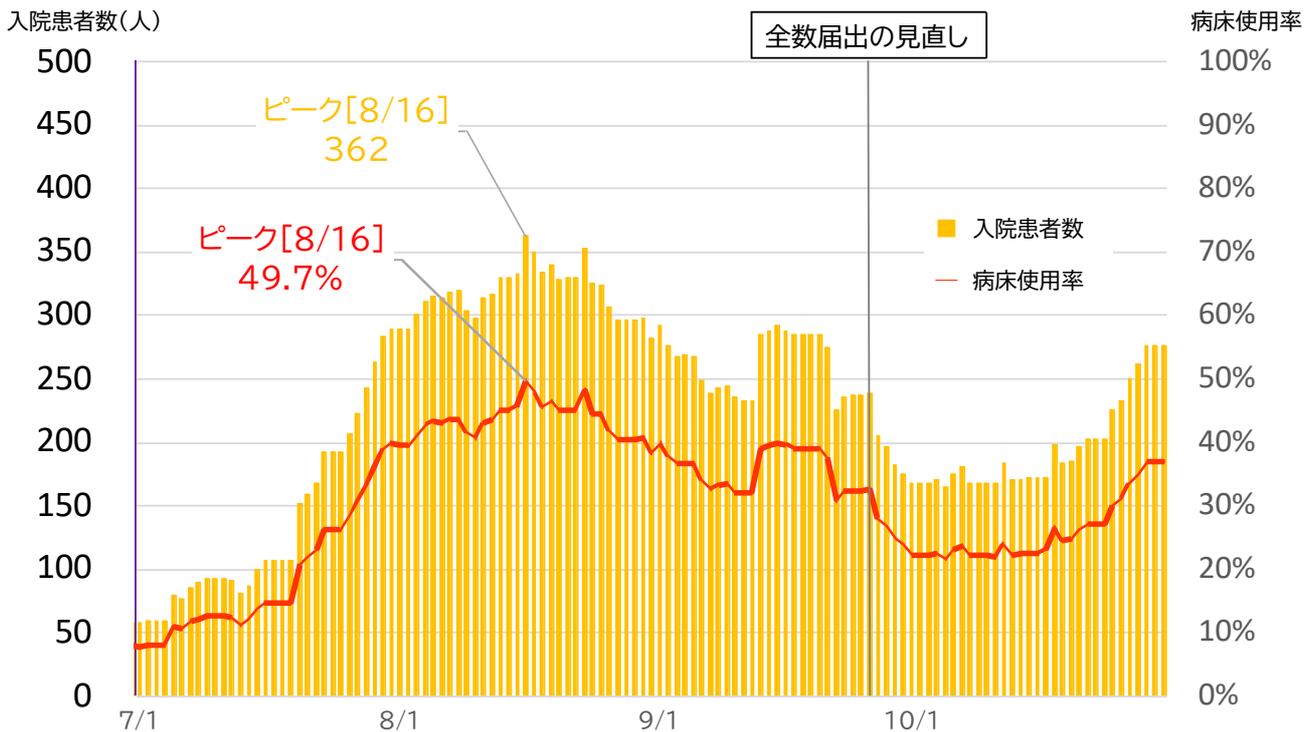
6

入院患者数と病床利用率（全道）



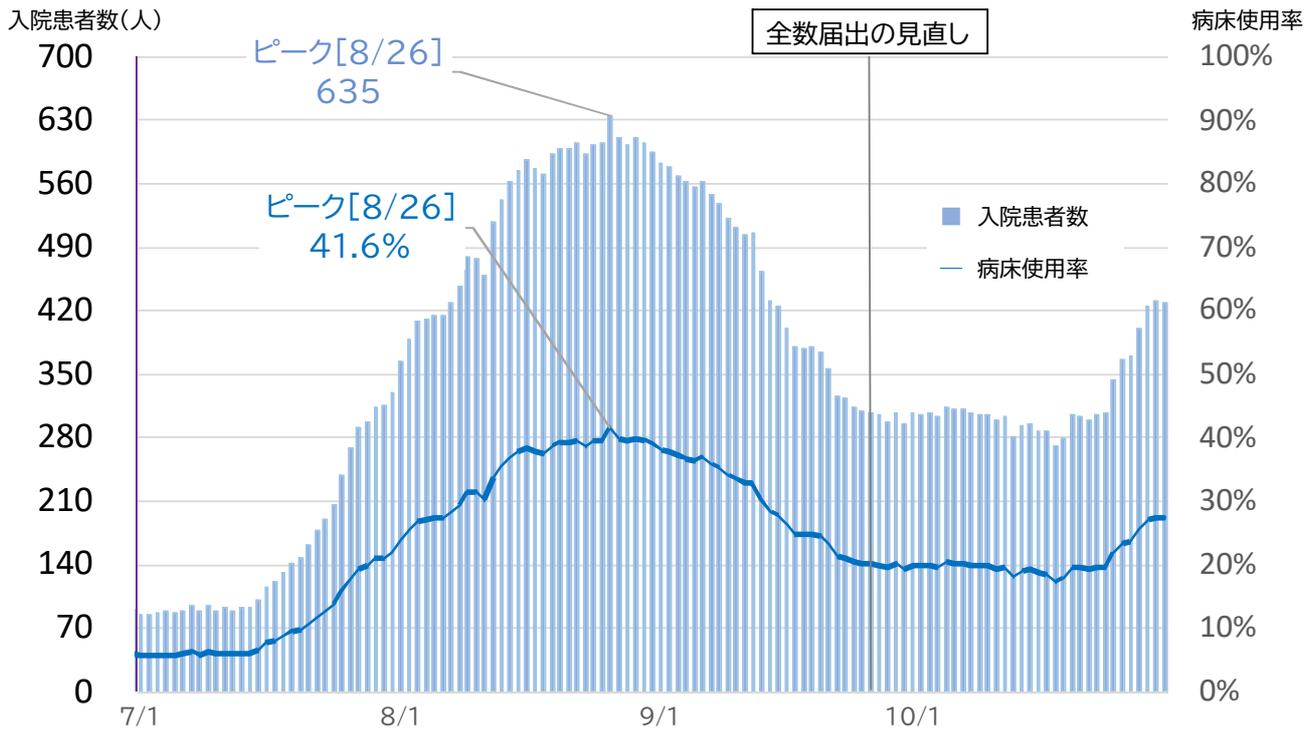
7

入院患者数と病床利用率（札幌市）



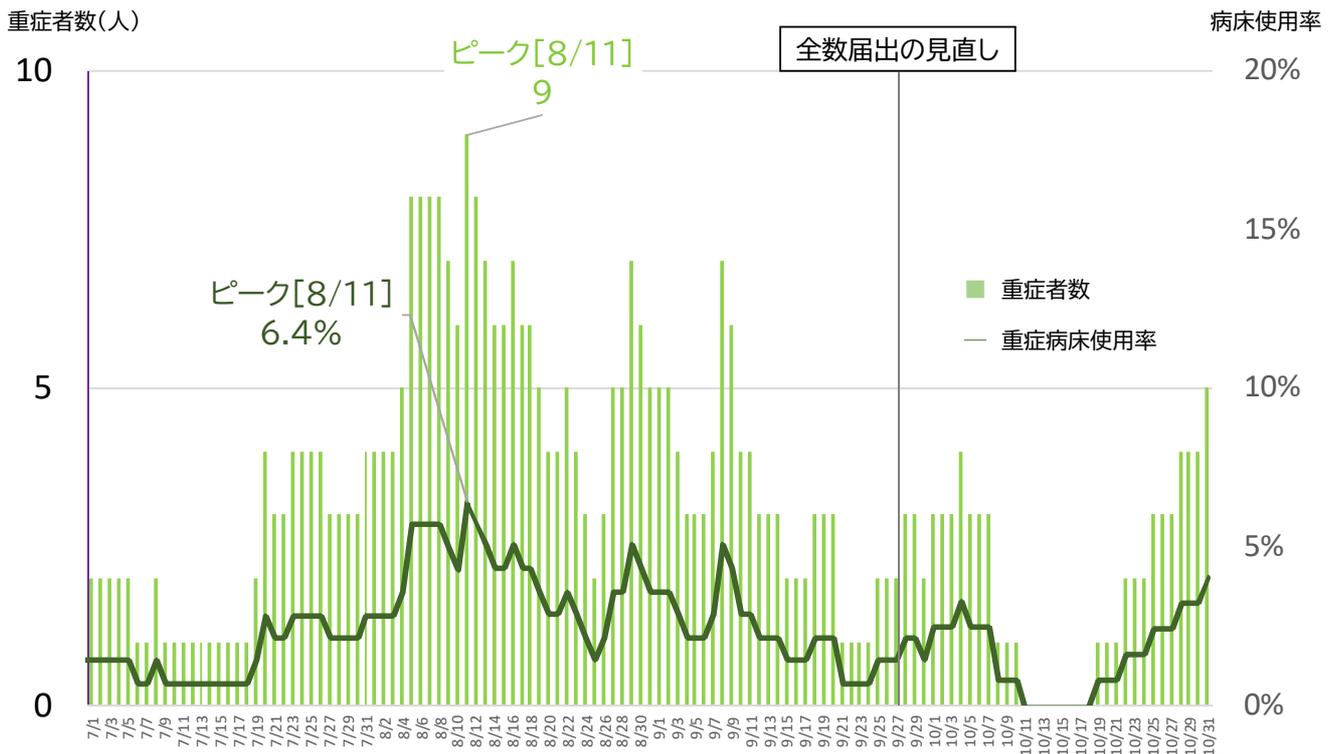
8

入院患者数と病床使用率（札幌市を除く地域）



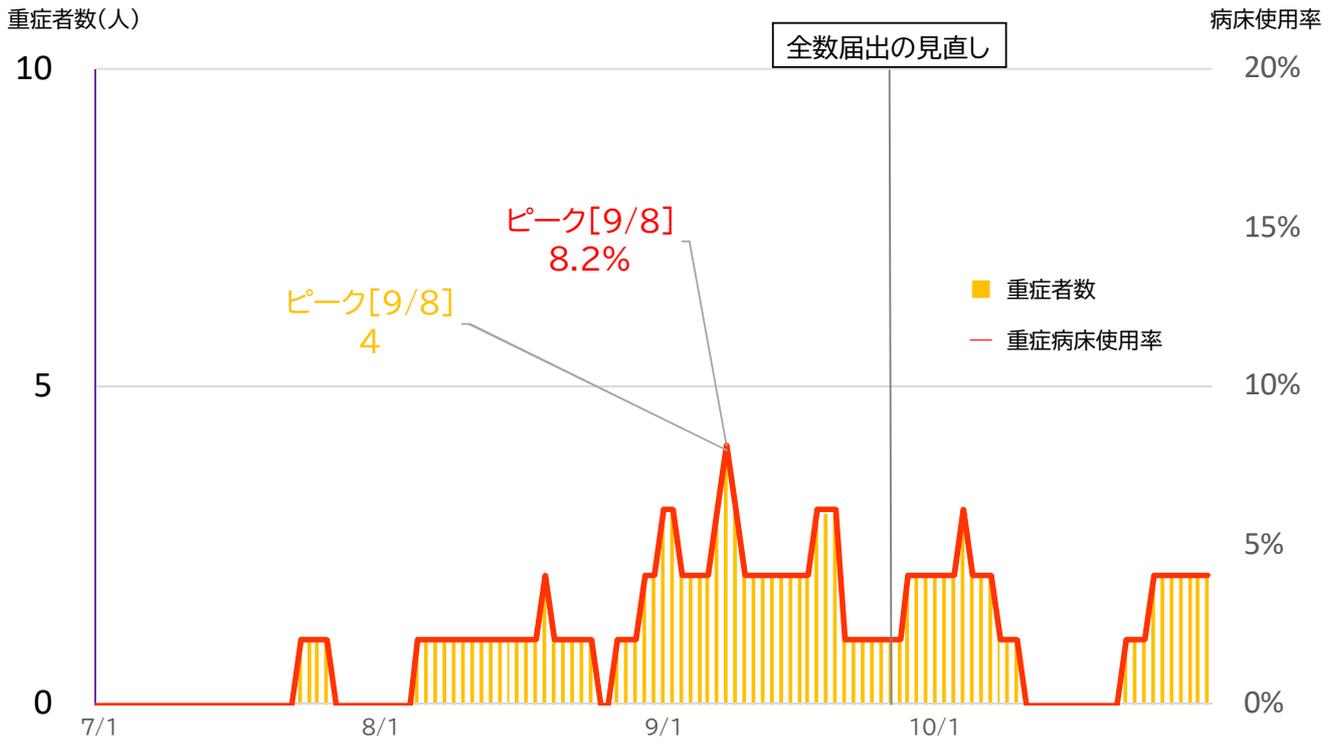
9

重症者数と重症病床使用率（全道）



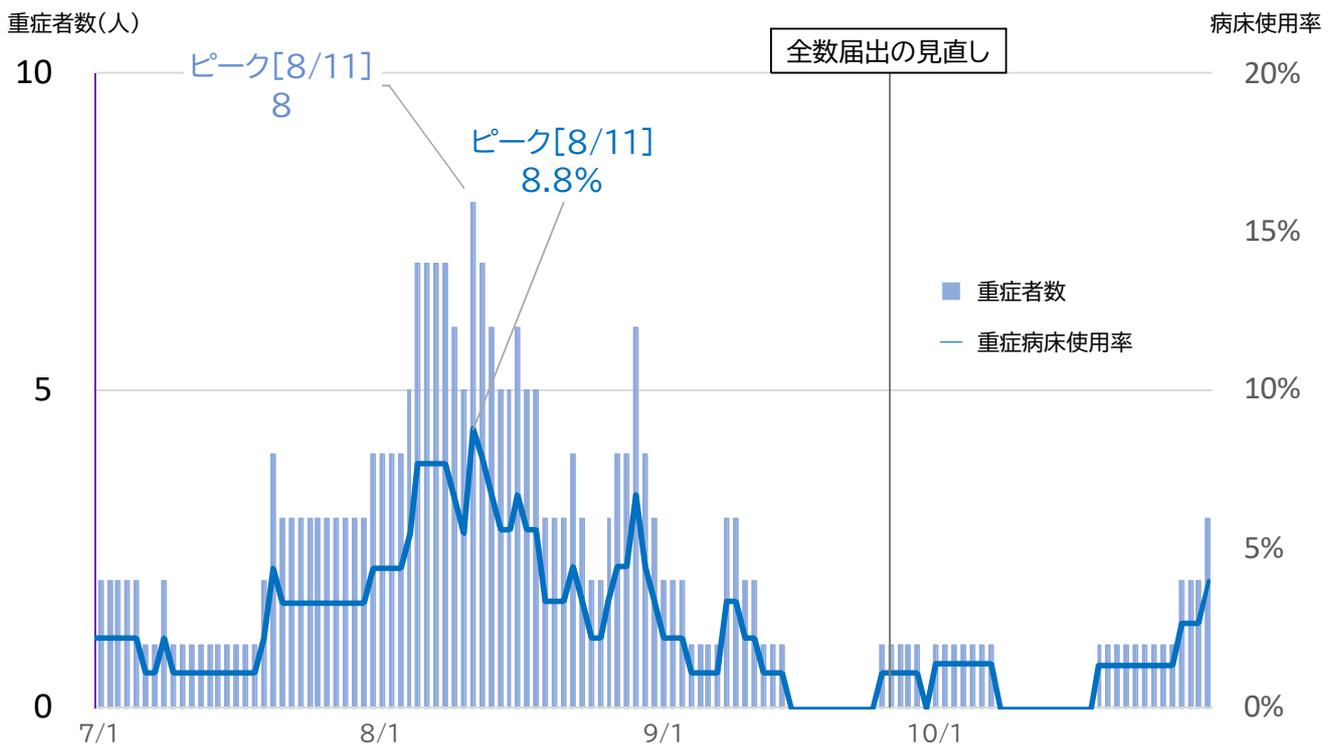
10

重症者数と重症病床使用率（札幌市）



11

重症者数と重症病床使用率（札幌市を除く地域）

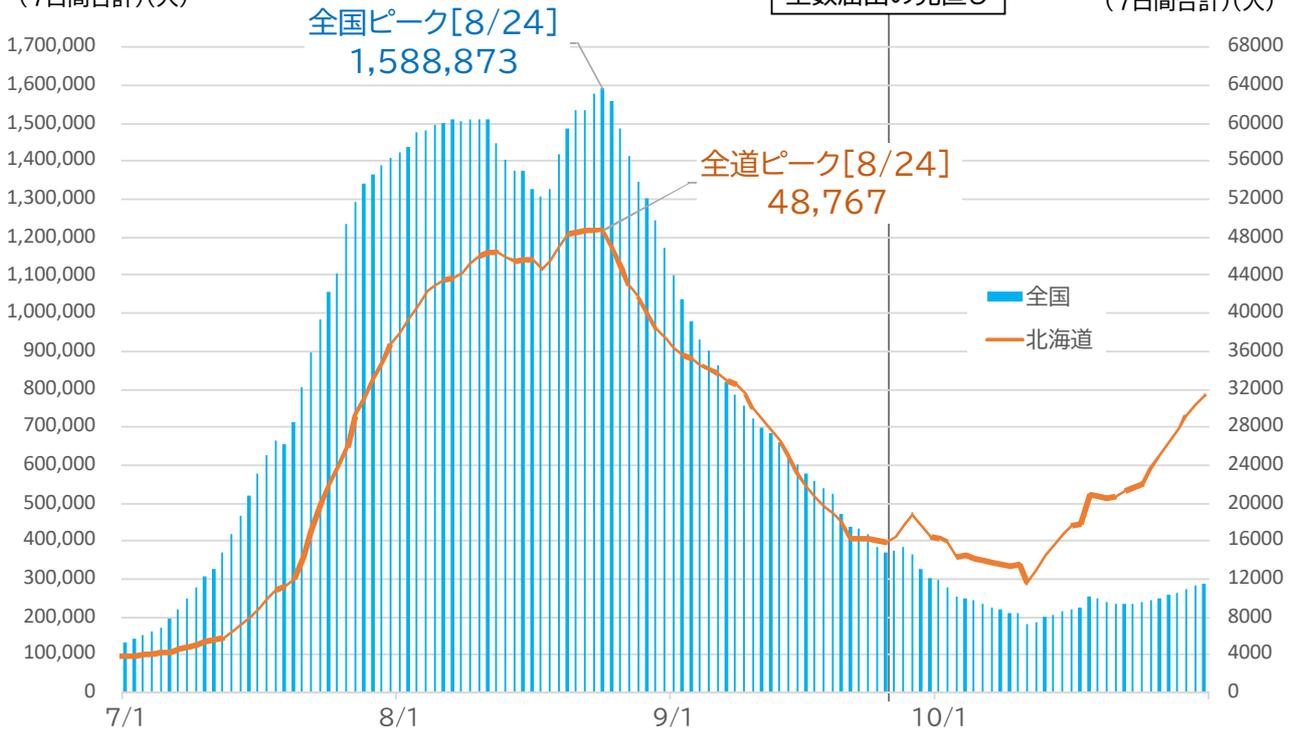


12

新規感染者数の推移 (全国・全道)

【全国】
新規感染者数
(7日間合計)(人)

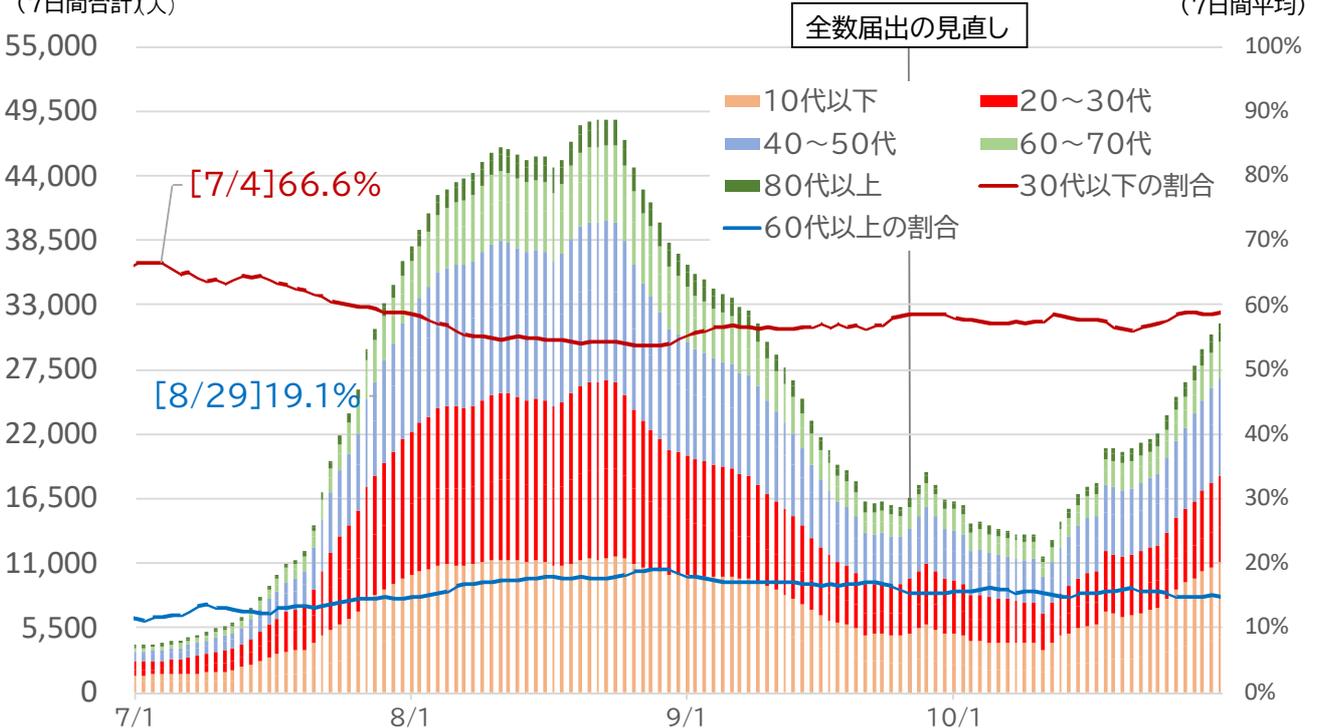
【全道】
新規感染者数
(7日間合計)(人)



年代別新規感染者数割合と推移 (全道)

感染者数
(7日間合計)(人)

割合
(7日間平均)



(新規感染者のうち年齢不明分を除き集計)

集団感染の発生状況(全道)

	7月	8月	9月	10月	計
医療施設	54件	92件	45件	61件	252件
福祉施設	103件	346件	207件	214件	870件
計	157件	438件	252件	275件	1,122件

2. これまでの主な動き

令和4年 7月26日	<p>➤ 国へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要請」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法上の措置に係る運用の明確化やコロナの感染症法上の取扱等について要請
7月28日	<p>➤ 全国知事会が国へ「新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言」を実施</p>
7月29日	<p>➤ 国が「BA.5対策強化宣言」に対する国の支援を決定</p>
8月 4日	<p>➤ 国が「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」を決定</p>
8月 9日	<p>➤ BA.5対策強化宣言である「夏の感染拡大防止パッケージ」を決定(8/10～31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道が中心に取り組む「保健・医療提供機能の十分な発揮」と道民等が取り組む「感染防止行動の徹底とワクチンの接種」、事業者等が取り組む「感染防止対策と社会経済活動の両立」を呼びかけ
8月24日	<p>➤ 総理が緊急避難措置として全数届出の見直しを表明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来の拡充、検査キットのOTC化、フォローアップセンターの各都道府県設置、水際対策の段階的緩和も併せて表明 ・全国ベースでの全数届出や療養期間の見直しは引き続き検討
8月31日	<p>➤ BA.5対策強化宣言を継続し、「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」を決定(9/1～30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難措置としての全数届出の見直しを行わず、健康フォローアップセンターの機能や体制の検討を行うなど、必要な対応を加速

17

9月2日	<p>➤ 政府対策本部が「これまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期臨時国会にて感染症法等の改正案提出を図る旨、決定 (都道府県と医療機関等との協定、外来・在宅医療の公費負担制度の創設 等) ・特措法改正案や司令塔機能強化に関する法律案などは次期通常国会に提出することを目指す。
9月8日	<p>➤ 政府対策本部が「Withコロナに向けた政策の考え方」を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株の特徴を踏まえ、新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を決定 ・全数届出の見直しを9月26日から全国一律で適用 ・オミクロン株対応ワクチンの接種促進(9/20より接種開始) ・陽性者の自宅療養期間短縮(有症状者10日→7日 無症状者5日(検査後)) ・陽性者の無症状などの場合、自主的な感染予防行動の徹底を前提に生活必需品の買い出しなど必要最小限の外出を許容(9/7～)
9月20日	<p>➤ 「全数届出の見直しに向けた道の対応について」を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性者健康サポートセンターの設置・運用等を決定 ・北海道コロナ通知システムの運用を廃止(9/25～)
9月26日	<p>➤ 全数届出の見直しの全国一律での適用</p> <p>➤ 10月11日以降の水際措置の見直しを決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人新規入国制限の見直し(外国人観光客の入国をパッケージツアーに限定する措置を解除) ・入国者総数の上限撤廃、国際線受入の再開、検査等の見直し、査証免除措置の適用再開

18

9月29日	<p>➤ BA.5対策強化宣言の終了と「全数届出の見直しに対応した取組の推進」による呼びかけ(10/1~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全道の即応病床をフェーズ2へ引き下げ ・自宅療養者へのサポートの強化など、道としての取組を推進。道民や事業者に、引き続き、基本的な感染防止行動の実践とワクチン接種などを呼びかけ ・10月中旬以降の来道者の増加を見越し、全数届出の見直し後の新たな療養支援について、あらかじめ観光事業者等と認識の共有や情報の発信などの取組を丁寧に進める
10月11日	<p>➤ 「HOKKAIDO LOVE!割」、「がんばろう！商店街」、「イベント割」の開始</p>
10月13日	<p>➤ 国が「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」を立ち上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナとインフル同時流行への対策、特に国民への情報提供と重症化リスク等に応じた外来診療・療養の流れへの協力の呼びかけを迅速かつ効果的に実施できるよう、関係団体・学会・経済団体・行政機関等と連携して取り組む <p>➤ 国が「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Withコロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日政府本部決定)に則り、高齢者・重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を進める ・同時流行を想定して、重症化リスク等に応じた「外来受診・療養の流れのイメージ」を提示 ・健康フォローアップセンターの拡充、自己検査キットの確保、入院治療が必要な患者への対応強化、国民各位への情報提供と外来受診・療養への協力呼びかけ 等

3. 道の対策

道の取組・レベル分類の変遷

5/27

レベル分類②

感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

(普段)

- 基本的な感染防止対策の徹底
- 混雑している場所を避ける
- 普段会わない方と会う際は基本的な感染防止対策を徹底
- 他の都府県への移動の際は基本的な対策を徹底

(高齢者施設、保育所、認定こども園等)

- 業種別ガイドライン遵守
- 休暇取得できる環境確保
- 希望する職員へのワクチン3回目接種等の配慮
- 高齢者施設等は、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底
- 保育所、認定こども園は、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対応を徹底

(飲食の場面)

- 短時間、深酒せず、大声を出さず、会話時マスク着用
- 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底
- 北海道飲食店感染防止対策認証店等の利用

(学校)

- 衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策の徹底
- 宿泊を伴う教育活動等の実施を慎重に検討
- 部活動は活動を厳選等
- 大学、専門学校等では、感染防止と面接・オンライン授業による学習機会の両立に向けて対応等

(感染に不安を感じる時)

- ワクチン接種の有無にかかわらず無料検査等の活用
- 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控える
- 3、4回目接種の検討

(飲食店等)

- 業種別ガイドライン遵守
- 感染防止対策チェックリスト項目の遵守
- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の取得に取り組む

(イベント)

- 人数上限:5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
※感染防止安全計画を策定する場合は、収容定員まで
- 収容率:大声あり50%以内、大声なし100%以内
※感染防止安全計画を策定する場合は、100%以内

21

全道域

道の取組・レベル分類の変遷

8/10

8/31

レベル分類②

夏の感染拡大防止パッケージ

◆保健・医療提供機能の十分な発揮(道の取組)

- 保健所の対応力の強化
 - ・感染者数に応じ、民間委託した健康観察業務の対応可能件数を増強
 - ・感染者数の増加に対応するよう、健康相談センターの体制・機能を強化
- 検査・外来体制の確保
 - ・発熱外来の機能を維持するため、抗原定性検査キットの活用促進に向けた体制整備を加速
 - ・主要な駅・空港の無料検査事業所の利用促進に向けた広報を展開
- 医療・療養体制等の充実・強化
 - ・病床利用率が高い圏域の即応病床を8月12日にフェーズ3に引き上げ、その他の圏域についても、状況の変化に応じ、対応
 - ・自宅療養者に食品や日用品を安定的に届けるため、配送能力を向上
 - ・地域のワクチン接種状況に応じた集中的・効果的な広報啓発を展開

◆感染防止行動の徹底とワクチンの接種(道民・道内に滞在される方々の取組)

- 基本的な感染防止行動の徹底と感染への備え
 - ・お盆の時期は人と人との接触の機会が増える時期であることから、混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動
 - ・感染した場合に備え、解熱剤や3日間程度の食料等を用意
- 高齢者施設・学校・保育所等の感染防止対策の徹底
 - ・高齢者施設等において、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制を確保
 - ・学校では、8月下旬から新学期が始まり、教育活動等が活発化することから、感染防止対策を徹底
- ワクチンの接種
 - ・地域のワクチン接種状況に応じた集中的・効果的な広報啓発を展開(再掲)
 - ・帰省する方などと会う高齢者等や、夏休み中の若年層の方は、接種を積極的に検討

◆感染防止対策と社会経済活動の両立(事業者の方々の取組)

- 事業継続計画の再確認
 - ・事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に向けた取組を実施
 - ・在宅勤務(テレワーク)等の取組の推進
- 各事業者における感染防止対策の徹底
 - ・業種別ガイドラインを遵守
 - ・観光地など人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底
- 利用者との協力による感染防止対策の徹底
 - ・道の事業展開を通じた事業者と利用者双方における感染拡大防止の取組の普及・定着

(イベント)

- 人数上限:5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
※感染防止安全計画を策定する場合は、収容定員まで
- 収容率:大声あり50%以内、大声なし100%以内
※感染防止安全計画を策定する場合は、100%以内

22

全道域

道の取組・レベル分類の変遷

9/1

9/30

レベル分類②

医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組①

◆保健・医療提供体制の充実・確保

- フェーズ3とした即応病床(2,258床)について、医療従事者の感染者や濃厚接触者が増加する中、関係団体や医療機関と連携し、最大限に効果的に運用
- 有症状の方への検査キットの配布、陽性者登録を行う「北海道陽性者登録センター」を早期に全道展開
- 自宅療養者への支援物資の早期配送に向け、電子申請の拡充等を推進
- 無料検査の実施期間延長(9月末まで)と事業所の拡大など検査体制の充実
- 地域のワクチン接種状況に応じ、市町村支援や広報など効果的な取組を展開
- 特例臨時接種の延長を見据えた道の対応の検討

◆基本的な感染防止行動の徹底とワクチン接種の促進

(日常生活)

- 三密回避、人との距離確保、手指消毒、マスク着用、換気を徹底
- 高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染防止行動を徹底
- 混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動。特に重症化リスクの高い方、そうした方と会う方の双方が慎重に行動
- 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える
- 感染した場合に備え、解熱剤や少なくとも3日間程度の食料等を用意
- 救急外来及び救急車の利用は、必要な場合に限る

(飲食)

- 短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用
- 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底
- 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力

(検査)

- 感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受ける(無症状の方に限る)
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方に会う際には、事前に検査を受け、陰性を確認
- 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診

(高齢者施設等)

- 高齢者等と面会する際は、オンライン面会を実施するなど「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制をより一層確保
- 感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮

全道域

23

道の取組・レベル分類の変遷

9/1

9/30

レベル分類②

医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組②

◆基本的な感染防止行動の徹底とワクチン接種の促進

(学校)

- 衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討
- 宿泊を伴う教育活動は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施
- 部活動は、健康状態の多重チェックなど、感染防止対策を徹底し、これによりがたい場合は休止。また、対外試合等は、各団体等のガイドラインに基づき、移動・更衣等の場面も含め対策を徹底
- 感染状況に応じた教職員の頻回検査等を行うとともに、希望する教職員のワクチン接種等が進むよう配慮
- 大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底

(保育所等)

- 保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底
- 感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮

◆社会経済活動の維持に向けた事業継続の取組

(事業者)

- 社会経済活動の維持に向け、事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を実施
- 道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着
- 業種別ガイドラインの遵守。人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底
- 在宅勤務(テレワーク)等の取組の推進(うち飲食店等)
- 感染防止対策チェックリスト項目を遵守
- 北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の取得

◆イベント開催についての要請

- 人数上限:5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※感染防止安全計画を策定する場合は、収容定員まで
- 収容率:大声あり50%以内、大声なし100%以内 ※感染防止安全計画を策定する場合は、100%以内

全道域

24

道の取組・レベル分類の変遷

10/1

レベル分類②

全数届出の見直しに対応した取組の推進①

◆自宅療養者への支援と保健・医療提供体制の強化(道の取組)

- 体調悪化時の健康相談を担う「陽性者健康サポートセンター」等の機能発揮に向けた利用の普及と自宅療養者へのサポートの強化
- 重症化リスクのある高齢者等について症状の迅速な把握等により適切に医療に繋げるなど保健所を中心とした地域の対応力の強化
- 診療・検査医療機関の拡充など保健・医療提供体制の強化
- 道内滞在者の増加に対応した関係団体との連携による情報の発信

◆ワクチン接種体制の整備(道の取組)

- ワクチン接種を希望される方が円滑に接種できるよう市町村の取組を支援
- 「北海道ワクチン接種センター」の設置期間を延長し、ノバックスワクチンとオミクロン株対応ワクチン接種を実施するほか、国が推進する職域接種について情報共有など必要な取組を実施

◆基本的な感染防止行動(3つの行動)の実践とワクチンの接種(道民・道内に滞在される方々の取組)

(日常生活)

- 三密回避、人との距離確保、手指消毒、マスク着用、換気を徹底
- 高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染防止行動を徹底(飲食)
- 短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底(検査)
- 無症状で感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査
- 有症状で高齢者など重症化リスクが高く、診察を希望する場合は、かかりつけ医または「健康相談センター」に連絡
- 有症状・軽症で重症化リスクが低く、自己検査を希望する場合は、「陽性者登録センター」に連絡(ワクチン)
- 接種できる時期が来た際、早期のワクチン接種を積極的に検討

◆感染対策の徹底と社会経済活動の両立(事業者の方々の取組)

- 事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を実施
- 人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底
- 道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着
- 道内滞在者の増加に対応した観光事業者等による新たな取組の周知

全道域

25

道の取組・レベル分類の変遷

10/1

レベル分類②

全数届出の見直しに対応した取組の推進②

◆道民の皆様、事業者の方々へのお願い

- 混雑している場所や感染リスクの高い場所ではできる限り避けて行動。特に重症化リスクの高い方、そうした方と会う方の双方が慎重に行動
- 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える
- 感染した場合に備え、解熱剤や少なくとも3日間程度の食料等を留意
- 救急外来及び救急車の利用は、必要な場合に限る
- 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方に会う際には、事前に検査を受け、陰性を確認

(高齢者施設等)

- 高齢者等と面会する際は、オンライン面会を実施するなど「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制をより一層確保
- 感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮

(学校)

- 衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討
- 宿泊を伴う教育活動は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施
- 部活動は、健康状態の多重チェックなど、感染防止対策を徹底し、これによりがたい場合は休止。また、対外試合等は、各団体等のガイドラインに基づき、移動・更衣等の場面も含め対策を徹底
- 感染状況に応じた教職員の頻回検査等を行うとともに、希望する教職員のワクチン接種等が進むよう配慮
- 大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底

(事業者)

- 業種別ガイドラインの遵守
- 在宅勤務(テレワーク)等の取組の推進(うち飲食店等)
- 感染防止対策チェックリスト項目を遵守
- 北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の取得

(保育所等)

- 保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底
- 感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮

◆イベント開催についての要請

- 人数上限:5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※感染防止安全計画を策定する場合は、収容定員まで
- 収容率:大声あり50%以内、大声なし100%以内 ※感染防止安全計画を策定する場合は、100%以内

全道域

26

